

南河内広域障がい者福祉事業

1. 南河内広域行政共同処理事業

大阪府からの権限移譲事務のうち、「身体障がい者手帳の交付」「精神障がい者保健福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の３市２町１村で共同で事務を処理するために負担割合に基づく市の負担金を支出し、共同処理する事務を円滑に処理した。

負担金	17,554,000 円
(1) 身体障がい者手帳事務件数	754 件
(2) 精神障がい者保健福祉手帳事務件数	530 件
(3) 指定障がい福祉サービス事業者の指定等事務件数	
新規指定等	193 件
実地指導等	16 件